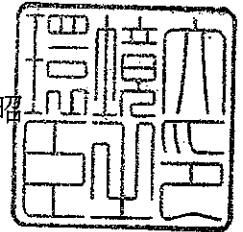


諮問第 501 号  
環地総発第 1812211 号  
平成 30 年 12 月 21 日

中央環境審議会  
会長 武内 和彦 殿

環境大臣 原田 義昭



気候変動影響の評価について（諮問）

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、気候変動影響の評価について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

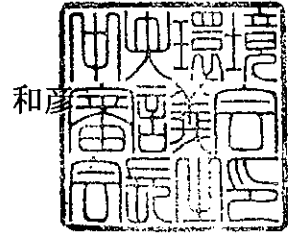
近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある中、気候変動に対処するためには、温室効果ガスの排出削減等対策に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減を図る気候変動適応の重要性が一層高まっている。こうした状況を受け、我が国における気候変動適応推進を図るべく平成 30 年 6 月には、気候変動適応法（以下「適応法」という。）が成立した。適応法においては、環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、公表することとされており、これに向け、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第1056号  
平成30年12月21日

中央環境審議会 地球環境部会  
部会長 安井 至 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



気候変動影響の評価について（付議）

平成30年12月21日付け諮問第501号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、地球環境部会に付議する。

## 気候変動影響評価等小委員会の設置について

平成 25 年 7 月 2 日  
地球環境部会決定  
平成 28 年 9 月 12 日  
一 部 改 正  
平成 31 年 1 月 16 日  
一 部 改 正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、気候変動影響評価等小委員会を置く。
2. 気候変動影響評価等小委員会は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、気候変動影響の総合的な評価について審議する。